

平成 23 年 3 月 17 日
平成 23 年 3 月 28 日(更新)
芝信用金庫

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置について

今回の平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震においては、東北地方を中心として広い範囲で大きな被害が生じ、甚大な被害に遭われた方々ならびにその関係者の皆さま方に対し、心よりお見舞い申し上げます。

このような今回の地震による被害発生に伴い、自見内閣府特命担当大臣(金融)、白川日本銀行総裁の連名により各金融機関に対し、地震の被災者の皆さまへの状況に応じた金融上の措置を適切に講ずるよう、要請がありました。

この要請を受けまして、当金庫では以下の対応をいたします。

- ・ 預金通帳、証書、届出の印鑑等を紛失した場合でも、預金者ご本人の確認を前提に預金の払い戻しを行い、定期預金等の期日前払い戻し等についても、個々のご事情に応じて対応いたします。
- ・ 被災された個人、法人のお客さまからの新規融資や既存借り入れの返済等に関するご相談についても柔軟に対応いたします。
- ・ 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立てが出来ることといたします。
- ・ 被災に遭われた事業者における期末資金等の必要資金にかかる融資申込みに対しては、それぞれの事情を踏まえ、弾力的・迅速な対応を行うように努めます。
- ・ 被災に遭われた中小企業者及び住宅ローン借入者からの貸出条件の変更等の申込みに対しては、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応を徹底するよう努めます。
- ・ 全手形交換所において、今回の災害のため不渡となった手形・小切手について不渡報告への掲載等を猶予することとなったことを踏まえ、災害時における手形の不渡処分について配慮するよう努めます。
- ・ 今回の災害の影響を直接、間接に受けているお客さまから、返済猶予等の貸付条件の変更等やつなぎ資金の供与等の申込みがあった場合には、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、できる限りこれに応じるよう努めます。

今回の地震による被災者の皆さまへ、必要な措置を講じることで、被災地域ならびに全体的にお客さまに対し円滑な金融機能の提供へ万全を尽くします。

今後におきましても、不測の事態に備え、また、被災地域の皆さま方への一助となるよう全力で対応を図って参ります。

一日も早い被災者の方々の心の平穏の回復と、被災地の早い復興を心よりお祈り申し上げます。

以上